

先生各位

## 新規検査項目および検査結果表記変更のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび下記のとおり新規検査項目および検査結果表記変更のご案内を申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

## ● 新規検査項目

《受託開始日》 平成 29 年 4 月 1 日（土）受付分より

## 《検査要項》

検査項目名称	① 抗酸菌 集菌塗抹	② 抗酸菌 集菌培養
検査コード	5129	5163
JLAC10	6A206-0000-061-718-11	6B305-0000-061-746-11
診療行為コード	160057510+160185570	160169910
検体量	喀痰など	
保存・容器	冷蔵・T6	
実施料（判断料）	50（+32）点（微生物）	210 点（微生物）
所要日数	1 ～ 3 日	30 ～ 60 日
検査方法	蛍光法	小川培地法

①保険収載名称：排泄物、惨出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査 1 蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの + 集菌塗抹法加算

保 険 注 釈：(1) 尿、糞便、喀痰、穿刺液、胃液、十二指腸液、胆汁、膿、眼分泌液、鼻腔液、咽喉液、口腔液、その他の滲出物等について細菌、原虫等の検査を行った場合に該当する。

(2) 染色の有無及び方法の如何にかかわらず、また、これら各種の方法を 2 以上用いた場合であっても、1 回として算定する。

(3) 当該検査と尿沈渣（鏡検法）又は尿沈渣（フローサイトメトリー法）を同一日に併せて算定する場合は、当該検査に用いた検体の種類を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

注 集菌塗抹法を行った場合には、集菌塗抹法加算として、32 点を所定点数に加算する。

②保険収載名称：抗酸菌分離培養検査 2 抗酸菌分離培養（それ以外のもの）

- 保 険 注 釈：(1) 検体の採取部位が異なる場合であっても、同時に又は一連として検体を採取した場合は、1 回のみ所定点数を算定する。
- (2) 抗酸菌分離培養（液体培地法）は、液体培地を用いて培養を行い、酸素感受性蛍光センサー、二酸化炭素センサー又は酸化還元呈色色素を用いて検出を行った場合に算定する。
- (3) 抗酸菌分離培養（それ以外のもの）は、(2) に掲げるもの以外について算定する。
- (4) 抗酸菌分離培養検査は、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。

《 解 説 》

最新の抗酸菌検査指針において、塗抹検査、培養検査ともに集菌法による前処理が標準法となっております。

● 検査結果表記変更

《 変 更 日 》 平成 29 年 4 月 1 日（土）受付分より

《 変 更 内 容 》

総合検査案内	検査コード	検査項目名称		変更内容	変更後	変更前
P.107	3861	抗酸菌	塗抹鏡検	検査結果表記		下記参照
未掲載	5129		集菌塗抹			

※ その他の検査内容に変更はございません。

変更後	変更前
(-)	インセイ
(±)	Gaffky1 号
(1+)	Gaffky2 号
	Gaffky3 号
	Gaffky4 号
(2+)	Gaffky5 号
	Gaffky6 号
	Gaffky7 号
	Gaffky8 号
(3+)	Gaffky9 号
	Gaffky10 号

《 変 更 理 由 》 最新の抗酸菌検査指針の表記に合わせるため